



## 東京赤坂ロータリークラブ週報 Weekly Report

2016~2017年度クラブテーマ  
会長 岩上 義明

### ●本日の例会/ 2017年 5月 12日 第 1438回

卓話：「他者理解からはじまる共生社会への道  
～異なる世界を教えてくれた様々な出会い(仮)」

星槎大学副学長 細田 満和子 氏

### ●前回報告／2017年 4月 28日 第 1437回例会

卓話：「健康のすべては快眠から始まる  
～睡眠時無呼吸症候群について～」

虎ノ門病院 睡眠呼吸器科 睡眠センター  
センター長 成井 浩司 様



紹介者：吉岡会員

### 会長報告：

#### ①東京グローバルロータリークラブ川西会長より

「5月25日(木)11:00～例会に登山家でありプロスキーヤーの三浦雄一郎氏をお招きいたします。  
「80歳エベレスト登頂～さらなる目標へ向かって」と題し卓話をしてくださいます。場所は国際文化会館です。参加費は、2,000円です。ご参加いただきたくお願いに参りました。よろしくお願い申し上げます。」



#### ②次年度田村会長より

「次年度幹事交代のご報告です。次年度幹事は熊本様へ交代となりました。熊本さん快くお引き受けいただきました。皆様、次年度もよろしくお願い致します。」

③先日の京都旅行は桜が満開で、大変良い旅行となりました。長谷川委員長、佐久間さんをはじめ皆様ありがとうございました。

### 東京赤坂ロータリークラブ

NO. 1407 / 2017.05.12

例会/ANA インターコンチネンタルホテル東京

Tel 03-3505-1111

事務局/〒107-0052 東京都港区赤坂 2-19-8

赤坂 2丁目アネックス 3F

TeL 03-3505-5976

Fax 03-3505-6004

<http://www.akasakarotary.com/>

「未来に向かって 皆で一歩前へ進もう！」

### 親睦活動委員会：(長谷川委員長)

本日の観劇は21名の方にご参加いただきます。ありがとうございます。5月23日の新会員歓迎会はまだ余裕がございますので、是非ご参加のほどよろしくお願ひ致します。

### 西澤ガバナー補佐：

本日ボックスへIMの報告書をお配りいたしました。是非ご覧いただければと思います。皆様のご協力のお陰でIMを無事に終了することができましたこと改めて御礼申し上げます。



4月28日 11件 22,000円

累計1,142,500円

多額の寄付を有難うございました。(敬称略)

岩上義明/成井浩司先生、本日の卓話宜しくお願ひいたします。先日の京都親睦旅行では皆様大変お世話になりました。ありがとうございます。吉岡琢磨/宇佐美さんニコニコご苦労様。成井先生、本日は卓話を快く引受けて頂きありがとうございます。楽しみにしています。西澤民夫/新会員候補の中森さんの面接ご苦労様でした。成井先生、本日は楽しみにしています。土屋東一/宇佐美さんニコニコ当番ご苦労さまです。尾関武男/先日の京都旅行参加出来ずに残念です。石井謙次/宇佐美さんニコニコご苦労様です。長谷川さん何時も大変ご苦労様です。熊本誠司/成井浩司先生卓話楽しみにしています。宇佐美さんニコニコご苦労様です。石井達/成井様のタイムリーな卓話を楽しみにしております。浅沼洋一/沈さん、赤坂ロータリーにようこそお越しくださいました。皆さんとても良い方々です。木下京子/今日で会社設立11年になりました。これからも職業奉仕にはげみます。いつもありがとうございます。宇佐美慶太/本日もよろしくお願ひ申し上げます。

### 出席報告：会員 57名 / 出席 32名 欠席 25名

ゲスト：成井浩司(卓話)、大崎政樹、沈 納勇  
坂口紘平、徐維、

ビジター：岩村眞樹男(京都さくらRC)、川西太郎  
(東京グローバルRC)

計 6名 (順不同・敬称略)

### ● 次回予告 / 2017年5月19日 第 1439回例会

卓話：日本総研アナリスト 吳軍華 氏

ロータリークラブは世界各地に約 35,000 あります。クラブはすべて国際ロータリー(RI)の会員になっています。RI に会費を払い、RI が定めている規則を守って活動しています。その守らなければならない規則が定款に記載されています。

定款は 2 つあります。RI の定款とロータリークラブの定款です。

RI の定款は、RI の活動について定めています。ロータリーの目的、ロータリークラブの会員資格、RI の理事、役員の任務、選任の仕方、国際大会や 3 年に 1 度開催する規定審議会などについて定めています。更に、詳細なことは RI の定款細則で定めていますが、例えば、ロータリーの名のもとに行われる会合や行事中には喫煙を控えるように奨励されているとか、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づいて会員身分を制約したり、会員身分の条件を課することはできない、というような規定があります。

ロータリークラブの定款は、クラブが守らなければならないことを定めています。クラブが定款に反する行動を取ると RI から退会を勧告されるというようなことになります。

クラブの目的、ロータリーの五大奉仕の定義、例会や年次総会などの会合の規定、会員身分、職業分類、出席規定、理事、役員、委員会の役割、役員の選挙、会費などの規則が記載されています。

例会出席、会費の支払い、ロータリーの雑誌の購読は、会員（ロータリアン）の義務であると定められています。

クラブには、クラブ管理運営委員会、会員増強委員会、公共イメージ委員会、ロータリー財団委員会、奉仕プロジェクト委員会の 5 つの委員会を設けると定めています。

クラブの意思決定機関である理事会は毎月開催することになっていますが、理事会を開いた後、60 日以内に全会員に書面による議事録を提供するという記載もあります。

この 2 つの定款は、RI とロータリークラブの活動と運営については順守しなければならないことを記載した重要なのですが、3 年に 1 度、4 月から 6 月の間に RI が規定審議会を開催して、そこで定款を見直し、改定を行うことになっています。

定款の改定案は全世界のすべてのクラブが提案できます。ただそれがばらばらに提案されると收拾がつかなくなりますから、提出された改定案の内容を事前に精査して、同じような提案は共同提案とするような仕組みになっています。当クラブが所属する第 2750 地区には、クラブから出された規定審議会

への提案を受け取って検討する委員会が設置されています。

前回の規定審議会は 2014 年 4 月に開催されて、かなり大幅な改訂が行われました。

次回は 2019 年に開催されますが、第 2750 地区にはすでにクラブから改定案が提案されていて、3 件の改定案を次回の規定審議会に提案することを決めています。

クラブはクラブの定款に基づいて、クラブ細則でクラブ独自の規則を定めてクラブ運営し活動します。クラブ定款に抵触しない限り、理事会で起案して会員総会で承認を得れば、クラブ細則でクラブの規則を自由に決めることができます。

理事会の構成、理事役員の選挙、例会や委員会、総会の開き方、クラブ運営の仕方、会費の額、クラブの会計処理、新会員候補者の推薦、承認の手順など、すべてクラブ細則で定めておきます。

2016 年の規定審議会ではロータリークラブの定款が大幅に改訂されましたので、そのいくつかを紹介しておきましょう。

### 入会金と会費

旧定款では「すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない」と定めています。

これが改定案の定款では「すべての会員は細則の定める年会費を納入するものとする」になり、入会金という文言がなくなりました。

### 会合、出席、会員身分の存続

オンラインでつながる方法を利用して例会を開いたり、例会に参加できるという文言が加わりましたが基本的には従来通りです。ところが、「定款に従わない要件を細則で決める事ができる。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならぬ」という例外条項が加えられたものです。

### S A A と親睦

この 2 つは定款にないので細則で決めています。S A A は sergeant at arms (守衛) の略で、会場監督 (役員) の下で、会場整理や受付を担当します。親睦はクラブ管理運営委員会の下で活動します。

### 奉仕活動

奉仕プロジェクト委員会が担当しますが、中心になるのはロータリアン一人ひとりの活動が期待されている地域社会奉仕です。多くの会員がこの活動に加わっていただくとクラブは元気になります。

東京赤坂ロータリークラブは、これから活動を考え、これをクラブ細則にどう反映させるか。それを皆で検討して、決めていくことになります。